

香南市地域防災計画

令和 7 年 3 月

香南市防災会議

地域防災計画の構成と概要

香南市地域防災計画は、「総則編」、「自助・共助編」、「公助編」をもって構成し、「自助・共助編」、「公助編」では、災害発生前後の状況に応じた予防に関する計画である「災害への備え」（従来でいう災害予防計画）、応急対策に関する計画である「いのちを守る」「いのちをつなぐ」（従来でいう災害応急対策計画）、復旧復興に関する計画である「生活を立ち上げる」（従来でいう災害復旧・復興計画）についてとりまとめたものである。

香南市地域防災計画の概要

総則 第1編	市および防災関係機関が災害に対して処理すべき業務の大綱、災害に対する計画の前提条件および地震災害対策の基本方針等について定める。	
第2編 自助・共助	第1章 災害への備え【災害予防計画】	地震・津波災害、洪水、土砂災害、原子力災害、大規模事故災害などや武力攻撃（以下、各種災害等という）に対して市民が「家庭」「地域」「事業所」において、平常時に行う事前の対策と県・市のサポート体制について定める。
	第2章 いのちを守る・つなぐ【災害応急対策計画】	各種災害等に対して、市民が「家庭」「地域」「事業所」において、いのちを「守る」、「つなぐ」ための迅速な応急活動、医療救護活動、避難生活を円滑に実施するための対応を定める。
	第3章 生活を立ち上げる【災害復旧・復興計画】	各種災害等に対して、独力では克服することが困難な被害を受けた市民に対して、国・県・市等が行う市民生活安定のための緊急措置に関する対策について定める。
第3編 公助	第1部 災害への備え【災害予防計画】	
	第1章 災害に強いまちづくり	各種災害等に強い都市構造の形成を図るために必要な平常時に行うべき事前の対策について定める。
	第2章 災害に強い人・地域づくり	各種災害等から被害を最小限にするために職員、市民、地域、事業所などに対して災害に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等の防災知識の普及徹底を図り、防災意識の高揚を図るための対策について定める。
	第3章 防災組織の災害対応力の強化	各種災害等の未然防止または被害の拡大防止のために必要な通信施設、各種機材器具等の整備または推進、並びに市や防災関係組織の防災体制の整備や組織の強化、活動体制の整備について定める。
	第2部 いのちを守る・つなぐ【災害応急対策計画】	
	第1章 災害応急活動体制の立ち上げ	災害が発生した時、または発生するおそれのある時、迅速かつ的確な災害応急対策を実施できるよう、災害の種類や規模に即した活動組織を直ちに設置・運営するために定める
	第2章 市民の安全確保と生活支援	被害を受けた市民のいのちを「守る」、「つなぐ」ために必要な応急時に実施すべき対応について定める。
	第3章 まちの機能をいち早く回復する	被害を受けた市内のインフラや施設の機能を早期復旧するために実施すべき対応について定める。
	第3部 生活を立ち上げる【災害復旧・復興計画】	
	第1章 都市基盤の復旧	各種災害等に対して、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図るために復旧に関する方針と対策を定める。
	第2章 復興に向けた始動	各種災害等に対して、被災者の生活を一日も早く災害発生前の状態に戻し、その安定を図るために復興に関する方針と対策を定める。
	第4部 大規模事故災害対策計画	
	航空災害、鉄道災害、道路災害等、海上災害、原子力事故災害等、大規模事故災害についての応急対策を定めるものとする。	
	第5部 南海トラフ地震対策推進計画	
	「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第5条に基づき、津波からの防護、円滑な避難の確保および迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定める。	

目 次

第1編 総 則

第1章 目的と構成	1-1
第1節 計画の目的	1-1
第2節 計画の構成と内容	1-2
第2章 基本理念	1-6
第3章 課題と教訓	1-11
第4章 防災機関の処理すべき事務または業務の大綱	1-29
第1節 防災関係機関の責務	1-29
第2節 処理すべき事務または業務の大綱	1-30
第5章 香南市の概況	1-38
第1節 自然的条件	1-38
第2節 社会的条件	1-40
第6章 災害の想定	1-41
第1節 災害履歴	1-41
第2節 地震・津波災害の想定	1-47
第3節 風水害の想定	1-62
第4節 大規模事故災害の想定	1-72

第2編 自助・共助

第1章 災害への備え	2-1
第1節 自助・共助の重要性	2-1
第2節 防災に対する知識を習得する	2-2
第3節 情報を入手する	2-25
第4節 家庭での対策	2-27
第5節 地域での対策	2-38
第6節 事業所の防災対策	2-41
第2章 いのちを守る・つなぐ	2-42
第1節 災害発生時の行動	2-42
第2節 地域で組織的に活動する	2-52
第3節 事業所での防災活動	2-54
第4節 避難所を主体的に運営する	2-55
第3章 生活を立ち上げる	2-58
第1節 災害の片付け	2-58
第2節 様々な支援を活用した生活復旧	2-61
第3節 地域の再生	2-68

第4節	事業所の業務再開・復旧.....	2-69
第5節	復興まちづくり	2-70

第3編 公助

第1部	災害への備え（災害予防計画）	3-1
第1章	災害に強いまちづくり	3-2
第1節	防災まちづくり	3-2
第2節	交通ネットワークおよびライフラインの安全対策	3-10
第3節	防災施設等の整備.....	3-22
第4節	危険物施設等の災害予防対策	3-29
第5節	地震・津波に強いまちづくり	3-32
第6節	風水害に強いまちづくり.....	3-39
第7節	火災に強いまちづくり	3-43
第2章	災害に強い人・地域づくり.....	3-48
第1節	防災知識の普及啓発計画.....	3-48
第2節	実践的な防災訓練計画	3-54
第3節	自主防災組織の育成強化計画	3-57
第4節	企業等防災対策の促進計画.....	3-60
第5節	災害ボランティア計画	3-63
第3章	防災組織の災害対応力の強化	3-66
第1節	災害応急活動体制の整備.....	3-66
第2節	避難体制	3-93
第3節	要配慮者支援対策.....	3-101
第4節	帰宅困難者・観光客対策.....	3-109
第5節	医療救護活動対策.....	3-111
第6節	食料、飲料水および生活必需品の調達、供給活動	3-119
第7節	保健衛生、廃棄処理等対策.....	3-123
第8節	応急教育対策.....	3-126
第9節	香南市業務継続計画（BCP）の策定および推進	3-128
第10節	香南市業務継続マネジメント（BCM）	3-147
第11節	自然災害および地震防災に関する研究等の推進	3-148
第12節	被災者の生活再建のための事前対策	3-150
第2部	いのちを守る・つなぐ（災害応急対策計画）	3-153
第1章	災害応急活動体制の立ち上げ	3-154
第1節	災害応急活動体制.....	3-154
第2節	情報通信	3-159
第3節	災害情報の広報・広聴	3-196

第4節	防災関係機関との連携	3-208
第5節	災害ボランティア活動	3-223
第2章	市民の安全確保と生活支援	3-226
第1節	避難者対策	3-226
第2節	要配慮者支援対策	3-258
第3節	帰宅困難者・観光客対策	3-261
第4節	消火活動対策	3-263
第5節	救急・救助活動対策	3-271
第6節	医療救護活動対策	3-274
第7節	食料、飲料水および生活必需品の調達、供給活動	3-288
第8節	保健衛生等対策	3-304
第9節	廃棄物処理等対策	3-309
第10節	遺体対応対策	3-317
第11節	社会秩序の維持・物資の安定供給	3-321
第12節	応急教育対策活動	3-323
第13節	孤立集落対策活動	3-330
第3章	まちの機能をいち早く回復する	3-332
第1節	交通の確保	3-332
第2節	緊急輸送活動	3-341
第3節	施設・設備およびライフラインの応急復旧活動	3-348
第4節	災害拡大防止活動	3-363
第3部	生活を立ち上げる（災害復旧・復興計画）	3-371
第1章	都市基盤の復旧	3-372
第1節	災害復旧計画の作成	3-372
第2節	激甚災害の指定	3-373
第3節	住家等の被害認定調査・罹災証明書の発行	3-377
第4節	住宅の復旧・再建支援	3-384
第5節	義援金品の受入れ・配分	3-390
第6節	地域経済復興支援	3-392
第7節	社会基盤・都市基盤の復旧・復興	3-393
第2章	復興に向けた始動	3-394
第1節	災害復興事業の推進	3-394
第2節	災害復興基本方針等の策定・公表	3-395
第3節	住宅復興対策の実施	3-397
第4節	くらしの復興対策の実施	3-399
第5節	産業復興対策の実施	3-402
第6節	都市復興対策の実施	3-403

第4部 大規模事故災害対策計画	3-405
第1章 総則	3-406
第2章 危険物施設等の事故	3-421
第3章 鉄道災害	3-426
第4章 航空災害	3-431
第5章 道路災害	3-436
第6章 海上災害（人身事故等）	3-446
第7章 海上災害（石油類流出事故）	3-449
第8章 大規模火災（林野火災を含む）	3-454
第9章 原子力事故災害	3-461
第1節 総則	3-462
第2節 災害予防計画	3-470
第3節 災害応急対策計画	3-473
第4節 災害復旧計画	3-489
第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画	3-491
第1章 総則	3-492
第1節 推進計画の趣旨	3-492
第2節 災害想定	3-493
第3節 南海トラフ地震臨時情報	3-505
第2章 南海トラフ地震への備え	3-506
第1節 物資、資機材、人員等の調達・確保等	3-506
第2節 他機関に対する応援要請	3-506
第3節 迅速な救助を行うための整備・体制	3-506
第4節 避難意識の普及・啓発対策	3-508
第5節 要配慮者への対応	3-508
第6節 帰宅困難者への対応	3-508
第3章 津波からの防護、円滑な避難に関する事項	3-509
第1節 津波からの防護のための施設の整備等	3-509
第2節 津波に関する情報の伝達等	3-512
第3節 避難対策等	3-516
第4節 地震発生時の応急対策	3-523
第5節 消防機関の活動	3-524
第6節 ライフライン事業者および放送関係機関の対策	3-524
第7節 交通対策	3-525
第8節 市が自ら管理または運営する施設に関する対策	3-525
第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等	3-527
第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する災害応急対策	3-527

第2節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する災害応急対策	3-527
第3節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する災害応急対策	3-530
第5章	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	3-532
第6章	地域防災力の向上および防災訓練に関する事項	3-534
第1節	地域防災力の向上	3-534
第2節	防災訓練に関する事項	3-535
第7章	地震防災上必要な教育および広報に関する事項	3-537
第8章	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	3-539